

高齢者向け 新型コロナウイルスワクチン接種

※この情報は、3月18日時点の情報になります。

令和3年度に65歳以上になる方(昭和32年4月1日以前に生まれた方)を対象に、3月末からワクチン接種に必要なクーポンと案内チラシを発送します。

なお、予約や接種開始時期は、4月下旬以降を予定していますが、ワクチンの供給状況が不明瞭なため、開始が遅れる場合があります。最新情報は市ホームページ、市コールセンターなどで確認してください。

ワクチン接種の流れ

高齢者向けのワクチンはファイザー社のワクチンを想定しており、このワクチンは20日の間隔を置いて2回接種する必要があるので、注意してください。費用は無料です。

予約・クーポン・本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)のない方は接種できません。

①クーポンが届く

国が示す接種の順番に基づき、高齢者から順次送付



②予約をする(予約可能時期は4月下旬以降を予定)

市コールセンターまたはインターネットの予約システムで日時・場所を予約
※1回目と2回目の同時予約はできません。



③接種する

自身が予約した接種会場にて接種

※詳細はクーポンに同封される案内チラシをご参照ください。

2回目も②③の流れになります

【集団接種会場】

場所	住所	備考
保健福祉総合センター4階	城南3-1-40	月～土曜日の午後1時～4時 日曜日の午前9時～正午、午後1時～4時(祝休日含む)
市民文化会館 2階コンベンションルーム	天神1-7-1	
旧細河小学校体育館	中川原町44	

【個別接種会場】

場所	住所	備考
池田回生病院	建石町8-47	月～金曜日の午後1時～4時
マックスビル翼病院	天神1-5-22	月～金曜日の午後2時～4時

日	月	火	水	木	金	土
	接種 1回目	①	②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
⑳	接種 2回目	3週間後の同じ曜日以降に 2回目を接種				

※ワクチンの種類や供給状況、接種状況により開設日時などが今後変更となる可能性があります。その他の接種順位の方については、詳細が決まりましたらお知らせします。

接種後の副反応などについて

ワクチンの主な副反応は、頭痛、関節や筋肉の痛み、注射した部分の痛み、疲労、寒気、発熱などが考えられます。

なお、接種前には、予診票の記入と体温の測定が必要となります。また、接種後は15～30分間の健康観察が必要となりますので会場内で待機いただくことになります。

現在、何かの病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方、薬を常時服用している方は、事前にかかりつけ医などに相談の上、ワクチン接種を受けるかどうかお考えください。

ワクチン全般…厚生労働省コールセンター ☎0120・761・770

市内での接種…市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0570・070・767

※市新型コロナワクチン接種コールセンターへの通話料金は利用者負担になります。

市政
トピ
ックス

4月

介護保険料・普通徴収の仮算定を廃止

介護保険料の普通徴収（納付書・口座振替）については、前々年中の所得を基に暫定的に保険料を算定し（仮算定）、4月に通知書・納付書をお送りしていましたが、令和3年度からは以下のとおり仮算定を廃止します。

【仮算定廃止後の変更点】

6月に前年中の所得を基に年間保険料額を算定し、6月～翌年3月までの10期で保険料額を割り振ります（4・5月の徴収はありません）。

これまで年2回（4・7月）送付していた通知が年1回（6月）となり、保険料算定の仕組みが明瞭になります。これにより、仮算定と本算定の保険料額に大幅な増減が生じることを防ぐことができます。

〈変更イメージ〉

●令和2年度まで（変更前）

仮算定			本算定								
1期 (4月)	2期 (5月)	3期 (6月)	4期 (7月)	5期 (8月)	6期 (9月)	7期 (10月)	8期 (11月)	9期 (12月)	10期 (1月)	11期 (2月)	12期 (3月)
前々年中の所得を基に算定			前年中の所得を基に算定された年間保険料額から既に計算済の仮算定保険料額を差し引いた額								

●令和3年度より（変更後）

本算定									
1期 (6月)	2期 (7月)	3期 (8月)	4期 (9月)	5期 (10月)	6期 (11月)	7期 (12月)	8期 (1月)	9期 (2月)	10期 (3月)
前年中の所得を基に算定された年間保険料額を1期(6月)～10期(3月)に割り振ります									

6月中旬に年間保険料の通知書および納付書をお送りしますので、ご確認ください。

※特別徴収（年金天引き）の方は、これまでと変更はありません。令和3年2月の徴収額と同額が、4・6・8月に天引きとなります。

問い合わせは介護保険課 ☎754・6228

新型コロナウイルス感染症 市小規模事業者支援給付金

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に深刻な影響が生じていることを踏まえ、対象者を拡大し、これまで受給されていない方に対して、市小規模事業者支援給付金を給付します。

▼〈支給額〉法人、個人事業主ともに5万円。これまでの対象「令和2年9月30日以前に開業している本市内の事業者」を「令和2年12月31日以前に開業している本市内の事業者」に拡大し、新規事業者が対象。

また、前回申請されなかった方も新たに申請することができます。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



問い合わせは商工労働課 ☎754・6241

後期高齢者医療制度のお知らせ

●保険料の納付方法

年金の年額が18万円以上の方は原則特別徴収(年金からの天引き)になり、年金受給日に年金から直接天引きされます。特別徴収の対象でない方は普通徴収となり、7月に送付する保険料額決定通知書と同封している納付書や口座振替で納めてください。

●仮徴収について

前年度の2月に特別徴収で支払われた方は、4・6・8月に同じ額が年金から仮徴収されます。4・6・8月から新たに特別徴収となる方には、2年度の保険料額を基に決定し、保険料仮徴収額決定通知書を送付します。また、7月に3年度保険料額決定通知書を送付します。決定した保険料額と4・6・8月に納めた仮徴収額の差額を、10・12・2月の年金から3回に分けて特別徴収します。



無料受診できる健康診査

◆健康診査

同制度の被保険者には、5月上旬(年度途中で75歳になる方は誕生月の翌月中旬)までに「健康診査受診券」を送付します。受診券に記載された有効期限(令和4年3月31日(木))までに無料で1回受診できます。

◆歯科健康診査

4月から広域連合が指定する歯科医院で年度中に無料で1回受診できます。対象者には、健康診査同様5月上旬までに「歯科医院リスト」を送付します。

申 指定医療機関などで事前に予約し、受診券と被保険者証を持って直接指定医療機関(歯科健康診査は受診券不要) **問** 府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031

※長期入院中や施設入所中の方などは、対象外。受診の際は、必ず事前に医療機関へお問い合わせください。

問い合わせは保険医療課 ☎754・6258

人間ドック費用の一部を助成

後期高齢者医療制度の被保険者が人間ドックを受診した場合、年度中1回の受診に対し、2万6,000円を上限として費用の一部を助成します。

持 人間ドックの領収書、検査項目が確認できる検査結果通知書など、被保険者証、口座情報が分かるもの、印鑑 **申** 後期高齢者医療・福祉医療窓口

※脳ドックや各種がん検診、追加検査などの費用は助成の対象外です。また、人間ドックの検査項目は、(公財) 日本人間ドック学会が掲げる検査項目を満たしている必要があります。



問い合わせは保険医療課 ☎754・6258